

第248回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年1月15日(水)15:00～15:45（公開）、15:45～16:10（非公開）

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、お正月初めての電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　議事次第にございます第2部の2つの議題につきましては、個別の企業の情報を扱うということですので議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載をする。会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご相談をするという取り扱いにしたいと考えてございます。念のため、ご確認をいただければ幸いです。

○八田委員長　それでは、今ご説明ありましたように、議事次第において第2部と記載されている内容について、非公開の開催とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

最初の議題は「原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について」です。これについて、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官　ありがとうございます。資料3で、資料でいうと453分の3ページでございます。原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価についてをござんいただければと思います。

冒頭、リード文に記載しておりますが、本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の事後評価の進め方について、ご審議いただければと思います。

1. 趣旨でございますけれども、法令上、経過措置に基づく小売電気料金につきまして

は、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高くなっていないかなどを経産省において確認し、その結果を公表することになっております。今回、みなし小売電気事業者全10社ございますけれども、そのうち原価算定期間中の関西電力及び九州電力を除く8社に対しまして、原価算定期間終了後の事後評価として、経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めがあったものでございます。

本年度の事後評価の進め方につきましては、2.をごらんになっていただきますと、まず、料金専門会合におきまして、電力・ガス取引委員会事務局より対象事業者8社の電気事業利益率の状況等の要約資料を提出、説明を行いまして、これに基づきご審議いただきたいと考えております。

具体的には、2) 評価内容をごらんになっていただきますと、ステップ1の規制部門の電気事業利益率による基準としまして、該当8社の規制部門の電気事業利益率の直近3ヵ年度の平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10ヵ年度平均値を上回っているかどうかを確認すると。仮に上回っていた場合、ステップ2でございますけれども、前回料金改定時以降の超過利潤の累積額が一定水準額である、事業報酬相当分を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年間連続で赤字かどうかを確認しまして、いずれかに該当する場合については、料金変更命令の可否を検討するということになっております。

ご参考として、9ページに、実際、当てはめたものがございまして、審査基準の適用結果を示させていただいています。これをごらんになっていただきますと、上に該当8社の電力会社、北海道から沖縄までございまして、10社の10ヵ年の平均が2.1%でございます。ステップ1でいうと、直近3ヵ年がこの2.1%よりも上回っているのが東北電力と沖縄電力でございます。残りの社については、一応ここのステップ1で評価は完了と。

次に、ステップ2で、この2社について超過利潤の累積額を見た場合、一定水準額が⑥でございますけれども、東北でいうと342億円、沖縄でいうと59億円でございますので、いずれも下回っておりますので、Bについてはノーと。次に、直近2年間の自由化部門の収支の基準につきましては、いずれも2期連続プラスになっておりますので、今の審査基準に照らした場合、一番下でありますけれども、いずれも変更命令の対象となる事業者はないという評価でございます。

私からの説明は以上でございますけれども、このような方針で料金専門会合のご審議とか事務局が進めてよろしいかということで、ご審議いただければと思います。よろしくお願い致します。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(意見等：なし)

それでは、今の説明のとおり、今後、料金審査専門会合において小売電気料金の事後評価を行うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、次は、「一般送配電事業者の平成30年度収支状況の事後評価について」です。これについては日置室長からご説明をお願いいたします。

○日置NW事業制度企画室長     それでは、スライドでいいますと資料4、11ページ目をごらんいただければと思います。

「一般送配電事業者の平成30年度収支状況の事後評価について」ということでございまして、本日はこの進め方につきましてご審議いただければと思っております。

まず、1. 趣旨でございしますが、一般送配電事業者の事後評価につきましては、6月28日付の委員会決定を踏まえまして、料金審査専門会合において、法令に基づく事後評価を実施することとなっております。これに関しましては、1月10日付で経産大臣から収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところでございます。

また、2つ目の段落でございしますが、事業者の説明責任のもとで託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促そうということでございまして、経営効率化や高経年化対策に関しまして、事業者からのヒアリングを実施することとしております。

2. 本年度の進め方でございます。対象事業者についてでございますが、法令に基づく事後評価につきましては、一般送配電事業者全て10社としております。これら10社につきまして、下の2) 評価内容、①にございますように、超過利潤が出ているかどうかといった点、または想定単価と実績単価の乖離率、これについて確認することとなっております。東電P Gにつきましては、廃炉等負担金を踏まえた評価ということでございまして、他社よりも厳格な基準が適用されることとなっております。

これらに関しまして一定の基準がございしますが、これらを超過している場合は、託送供給約款の変更命令、値下げ命令の対象になってくると。これが法令上の扱いとなっているものでございます。

続きまして、ヒアリングでございしますが、こちらは一般送配電事業者3社ということで

ございまして、北海道電力、東京電力パワーグリッド、中部電力を対象とさせていただいております。

評価内容といたしましては、その次の12ページをごらんいただければと思います。託送収支の状況に加えまして、効率化ということでは、調達状況、仕様の統一化でありましたり、競争発注比率といった調達改革の取り組み状況含めて聴取すると。質の高い電力供給、サービスレベルの確保に向けた取り組み状況ということでは、高経年化対策、安定供給の状況について3社からプレゼンテーションを聴取する、そのような内容としております。

3. スケジュールでございますが、本日、進め方についてご審議いただきました後、今月の料金審査専門会合で審議することを予定してございます。その後、法令に基づく事後評価の結果について経産大臣に回答することとしておりまして、また、年度内には料金審査専門会合のとりまとめを委員会にも報告したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。林委員。

○林委員     ご報告ありがとうございました。進め方ということで、託送料金の低廉化と質の高い電力の安定供給の両立ということの中に、経営効率化とか高経年化ということがあると思っていまして、特に高経年化ということではいろいろな設備等々が長くメンテとかしていかなければいけないということもありますので、ここに書いてあるとおり、しっかりやっていただければと思います。方向性としてはこれに賛成したいと思います。

○八田委員長     ほかに。どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員     その高経年化対策について1点つけ加えなのですけれども、ここにちゃんと書いていただいているように、審査会合で求めている説明というのは、高経年化対策の進捗なのですね。要は、去年に比べてこの1年間で何を深掘りしたのかというところを毎年確認していきたいというのが趣旨なのですけれども、時々それを忘れてなのか、勘違いしてなのか、現断面だけの説明をする会社が過去ありましたので、そこはちゃんと事務局のほうで説明した上で、無駄に審査会合を重ねないようにコントロールしていただければと思います。よろしくお願いします。

○日置NW事業制度企画室長     承知いたしました。

○八田委員長     それでは、今ご指摘があったようなことを踏まえた上で、事務局から説

明があったとおり、今後、料金審査専門会合において一般送配電事業者の収支状況の事後評価を行うということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

では、次に3番目の議題、「一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について」です。これは田中課長からご説明をお願いします。

○田中NW事業監視課長     それでは、資料の21ページ目をごらんいただけますでしょうか。一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可ということをございまして、西部ガスから2019年11月25日付で経産大臣宛てに託送供給約款の変更認可申請がありまして、12月11日付で経済産業大臣から意見が求められたところ、監視委員会としての回答についてご確認いただくということになってございます。

ポイントということですが、こちらは2019年2月15日の制度設計専門会合におきまして、一般ガス導管事業者ごとに異なるスイッチング業務等のオペレーションギャップを解消するために、そのスイッチング業務等につきまして標準化を進める方針が決定をされてございます。

上記の方針を託送供給約款に反映するため、西部ガスより変更の認可申請がなされたということになってございまして、以前にご審議いただきました東部ガスのほうの約款の標準化を行うというような内容とほぼ同様の内容となっております。

申請の概要というところですが、（１）のところにありますとおり、託送供給におけるスイッチング業務の標準化ということをございまして、契約の申し込み期限日等について、モデル託送供給約款に合わせて標準化を行うという内容になってございます。

なお、こちらに記載してありますとおり、西部ガスは、既に小売事業者との間でシステム連携を行っているため、既存システムによる運用が可能な範囲で、できる限りの標準化を図る改定内容となっております。下記の内容については、モデル約款と異なる内容になってございます。

下記の内容につきましては、2部料金供給者切りかえの託送供給開始申し込み期日であったり、もしくは確定使用量の通知というところが異なる内容となっております。こちらをちょっと補足させていただきますと、もともと大手3社のように既にシステム構築しているところにつきましては、標準化することによってシステム改修が必要になりますので、必ずしも標準化への改定を求めるものではないとされていたわけですが、西部

に関してもシステム構築をしていたわけですが、そこについては可能な範囲で、ある意味、自主的に西部ガスから、今回、モデル約款にそろえて標準化をするという申請があったということになってございます。

こちらの約款の実施期日については、2020年2月1日ということで、次の22ページに記載しているとおりとなっております。

申請内容について審査をしましたところ、適合していると認められるため、認可することに異存がない旨、回答することとしたいということにしております。

以上、私からの説明でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(意見等：なし)

それでは、ただいまの説明のとおり、委員会として経産大臣へ、認可することに依存がない旨、回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、議題4について、恒藤課長からご説明をお願いいたします。議題4は「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況について」です。よろしくお願いします。

○恒藤総務課長     資料6でございます。PDFは、大分飛んで261ページでございます。電気事業法に基づきまして、委員会は毎年、その事務の処理状況を公表しなければならないということにされておまして、本委員会が設立されましたのが2015年の9月でございましたので、毎年9月から8月までの活動状況をまとめて、年次報告という形で公表してございます。今回は、委員会設立4年目に当たりますおとし、平成30年9月から昨年8月までの1年間の活動状況をまとめて公表するというものでございます。

公表いたします報告書の案は、この後ろの資料6-1という形でつけてございますが、全体の構成と概要を資料6のほうにまとめて記載をしてございます。委員の方々にはドラフトの段階でみていただきまして、皆様からご意見をいただき、それを反映したものとしてございますが、本日最終確認をしていただいた上で、公表したいと考えてございます。

では、改めまして、この報告書の構成とポイントを説明させていただきます。

大きな構成としては、継続性の観点から過去3回と変えてございませんが、委員からのご意見も踏まえまして、できるだけ読みやすくするよう、各章の中では構成を変えてござ

います。

まず第1章が、電力の適正な取引の確保のための厳正な監視などというものでございます。第1、小売取引の監視等、第2、電気の卸取引の監視、第3、送配電事業の監視という柱立てにいたしまして、分野ごとに分けまして、内容としては、小売登録の審査、それから個別の事案への対応、そして料金の事後評価、さらには一般送配電事業者の収支状況の事後評価といった内容のことを記載してございます。

続きまして、次のページ、第2章が、電力市場のさらなる効率化、競争促進のための取り組みでございまして、制度改正などに取り組んだ内容を記載してございます。第1として、卸電力取引の活性化、第2、「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議、第3、電気の経過措置料金の解除に関する検討、第4、発電側基本料金等の検討、第5、託送供給等約款における送電ロスの取り扱いの見直し、第6、一般送配電事業者による調整力の公募調達、第7、インバランス料金の見直し、第8、法的分離にあわせて導入される公益性の詳細についての検討といった内容でございます。

続きまして、次のページ、第3章が、ガスの適正な取引の確保のための厳正な監視などでございまして、この章では、ガスの小売取引の監視、ガス導管事業者等の監査、そしてガス導管事業者の収支状況等の事後評価という内容を記載してございます。

そして、第4章が、ガス市場のさらなる効率化、競争促進のための取り組みということでございまして、ここはガス関連の制度の関係について取り組んだことを記載してございます。第1が、先ほどちょうど西部ガスの約款の変更として申請なされた内容でございしますが、ガスにおけるスイッチング業務等の標準化、第2が、LNG基地第三者利用の促進、第3、ガス卸契約に関する卸元事業者への要請といった内容となっております。

次のページ、第5章が、熱供給事業に係る取り組み、それから、第6章が、紛争処理、広報、そして国際連携ということでございまして、この第3の国際機関との連携強化に向けた取り組みのところには、一昨年11月に開催いたしましたARER Forumについての記載をしてございます。

本文は以上でございまして、これに参考資料として、当委員会の運営理念でありますとか、審議経過、そして建議などの一覧表をつけてございます。

以上が今回作成いたしました年次報告書の構成と内容でございます。念のためご確認いただきまして、これで公表してよろしいかどうかということについてご審議いただければと存じます。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、今のご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。林委員。

○林委員     我々ドラフトをみさせていただいたのですが、その中でいろいろ気づきとか、こういう方向にまとめたほうが、対社会に発信するという意味で、一応コメントさせていただいた中で、しっかりそれを反映していただいて、非常にありがたいと思っています。

あと、このまとめの概要も非常にいいなと。1枚でサマライズしていまして、多分、それぞれの四角がこの報告書の中に見出してみたいに入っているようですけれども、最初に俯瞰で、きょう恒藤課長が出されたこれそのもの自身も、まずサマライズというかサマリーみたいな形でみせるというのは結構いいかなと。それで興味のある方々が、さらに冊子の細かいところをみるというのもありますので、どう活用するかはお任せしますけれども、こういうまとめたみたいな形というのはいいなと思いますので、そこも可能であればまたちょっと検討いただければと思います。

我々の活動がいろいろ多岐にわたる中で、すっきりまとめていただいて、みやすいものだと思います。ありがとうございます。

○八田委員長     ほかにございませんか。私もみさせていただいて、手前みそで変だけれども、実にわかりやすく、すっきり書いてあると思いました。

それでは、きょうご提示した内容で委員会の活動状況（平成30年9月～令和元年8月）について、委員会として決定して、公表することにしてよろしいでしょうか。当然、今、林先生がおっしゃったようなことも含めて、細かいことは私にご一任いただきたいと思いますのですが、基本的にこれで公表することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、必要な手続を進めることにいたします。

本日、第1部で予定していた議事は以上です。ほかに何かありますか。

○恒藤総務課長     では、第2部は準備が整い次第開催いたします。

申しわけございませんが、以降の議題は非公開になりますので、一般傍聴者の方は退出をお願いいたします。

○八田委員長     それでは、これをもちまして第1部を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——